

第6回軽米町議会臨時会

平成28年1月20日（水）

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 軽米町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第4号 軽米町役場庁舎非常用発電機更新工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

○出席議員（14名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君	14番	松浦求君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	藤川敏彦君
総務課	長	日山充君
税務会計課	長	山田元君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	佐藤暢芳君
議会事務局	主任主査	橋本邦子君
議会事務局	主査	鶴飼義信君

◎開会及び会議の宣告

- 議長（松浦求君） ただいまから、第6回軽米町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は、14人です。
定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

- 議長（松浦求君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
本日付で、町長から議案4件の提出がありました。
いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。
1月18日、午後2時から、議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は、本日1日間とし、議案4件については、特別委員会を設置しこれに付託して審査することで協議が整った旨、議会運営委員長から報告がありました。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松浦求君） これより、本日の議事日程に入ります。 (午前10時01分)
日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、11番、細谷地多門君、12番、古舘機智男君の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（松浦求君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。
○議長（松浦求君） おはかりします。
本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

- 議長（松浦求君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日間に決定しました。

◎議案第1号から第4号 上程 説明 質疑 討論 採決

○議長（松浦求君） 日程第3「議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から日程第6「議案第4号 軽米町役場庁舎非常用発電機更新工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」の4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。「議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」税務会計課長 山田元君。

[税務会計課長 山田元君 登壇]

○税務会計課長（山田元君） 議案第1号の提案理由について申し上げます。議案第1号は、軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認をお願いするものでございます。地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する条例が平成27年12月25日に公布されたことに伴いまして、軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。つきましては、同条第3項の規定によりまして、議会の承認をお願いするものでございます。内容は、地方税関係書類のうち、一定書類について、納税義務者等の個人番号の記載を要しないこととするため、一部改正をおこなうものでございます。ご審議のうえ、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦求君） 「議案第2号 軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」から「議案第4号 軽米町役場庁舎非常用発電機更新工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」総務課長 日山充君。

[総務課長 日山充君 登壇]

○総務課長（日山充君） 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。議案第2号は、軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。変更の内容ですが、当初の契約金額4億498万9,200円に1,138万8,600円を増額し4億1,637万7,800円とするもので、内訳は議案書に記載のとおりです。工事の変更の概要につきましては、資料（1）から（3）に詳細を記載しておりますが、主なものとしたしましては、LEDの改修箇所の増、地中熱の配管設備の増などによるものでございます。

次に、議案第3号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第3号は、軽米町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。変更の内容ですが、当初契約金額1億193万400円から461万7,000円を減額し、9,731万3,400円とするもので、内訳は、議案書に記載のとおりでございます。工事の変更概要については、資料(1)から(3)に記載のとおりですが、主なものとしたしましては、蓄電池の容量を縮小したことによるものでございます。

次に、議案第4号の提案理由をご説明申し上げます。議案第4号は、軽米町役場庁舎非常用発電機更新工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。変更の内容ですが、当初の契約金額6,693万8,400円から135万8,640円を増額し、6,829万7,040円とするもので、内訳は議案書に記載のとおりでございます。工事の変更の概要につきましては、資料(1)から(3)の3枚に記載のとおりでございますが、主なものとしたしましては、鋼製建具形状変更などによるものでございます。また、工期を3月20日まで延長するものでございます。

議案第2号から議案第4号までご審議のうえご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦求君） 提案理由の説明が終わりました。ただいま議題となっております議案4件については、のちほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際、総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

- 議長（松浦求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案4件については、委員会条例第5条第1項の規定によって「軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認等審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

- 議長（松浦求君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案4件については、特別委員会を設置しこれに付託して審査することに決定しました。お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

- 議長（松浦求君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員は、議長を除く全員を選任することに決定しました。「軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認等審査特別委員会」終了まで休憩します。

休 憩 (午前 10 時 11 分)

再 開 (午後 0 時 00 分)

- 議長（松浦求君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第3「議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第6「議案第4号 軽米町役場庁舎非常用発電機更新工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」までの4件を一括して議題といたします。
- 議長（松浦求君） 議案第1号から議案第4号までの4件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。
- 「軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認等審査特別委員会」委員長 茶屋隆君。

[特別委員長 茶屋隆君 登壇]

- 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認等審査特別委員会委員長（茶屋隆君） それでは、第6回軽米町議会臨時会の委員長報告を行います。議案の報告前に今回の大雪に関しまして、当局から説明がございました。災害とかを詳細に説明していただき、当局の対応が迅速であったために、人災がなくて今現在の進行しているという事がございますので、これからも町民の方々に支障が無いように対応して頂きたいと思っております。

それでは、第6回軽米町臨時議会、軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認等審査特別委員会に付託された案件は、「議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から「議案第4号 軽米町役場庁舎非常用発電機更新工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」までの4件でした。特別委員会において、いろいろみなさんから意見がだされ、慎重審議いたしました結果、全員賛成で議案第1号から議案第4号まで可と決したことをご報告申し上げます。以上委員長の報告といたします。

- 議長（松浦求君） 委員長の報告が終わりました。これから、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」という者あり]

- 議長（松浦求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
- 次に、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（松浦求君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

「議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決します。

○議長（松浦求君） お諮りします。「議案第1号」に対する委員長の報告は、承認です。

「議案第1号」は、原案を承認と決定することにご異議ありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（松浦求君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は原案を承認することに決定しました。

○議長（松浦求君） 次に、「議案第2号 軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」から「議案第4号 軽米町役場庁舎非常用発電機更新工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」までの3件を採決します。

○議長（松浦求君） お諮りします。「議案第2号」から「議案第4号」に対する委員長の報告は、原案を可決とするものです。

○議長（松浦求君） 「議案第2号」から「議案第4号」は、原案を可決と決定することにご異議ありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（松浦求君） 異議なしと認めます。よって、「議案第2号 軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」から「議案第4号 軽米町役場庁舎非常用発電機更新工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」までの3件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦求君） これで、本臨時会の日程は全部終了しました。

会議をとじます。

これをもって、第6回軽米町議会臨時会を閉会します。

(閉会 午後0時07分)